平成２２年（フ）第４０号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地294
債務者　﨑村　大介
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
宮崎県都城市梅北町2141番地１
債務者　水野　真紀
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９６号
宮崎県都城市大王町62号８番地１
債務者　吉田　玉子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3891番地　山王原団地22号室、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字宮村1484番地
債務者　別府真奈美（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４４４号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目59番18―505号
債務者　長野　邦子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町８番９号　森田ビル102号
債務者　西瀬戸正子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
鹿児島県いちき串木野市上名2090番地10
債務者　日渡　憲貴
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
沖縄県浦添市勢理客２丁目９番１―201号　光荘
債務者　前田　千明（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８８号
福島県いわき市内郷御台境町鬼越23番地の１、住民票上の住所福島県いわき市四倉町字梅ケ丘152番地の３
債務者　小野　恭嗣
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１９４号
福島県いわき市小名浜愛宕町10番地の９
債務者　鈴木　國義
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１９５号
福島県いわき市四倉町字梅ケ丘南３番地　市営住宅２―11
債務者　小林　　卓
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０７号
福島県いわき市小島町１丁目２番地の７
債務者　渡辺　義憲
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２６９号
富山市婦中町新町2131友愛温泉病院、住民票上の住所富山市西新庄１番20―202号イトウハイツ
債務者　尾川　俊明
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
石川県小松市城南町116番地２　城南ホーム102号室
債務者　奥山　美幸（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第９９号
長野県諏訪郡下諏訪町6144番地７　コーポリプルスＲ１号
債務者　小林　淑子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１１１号
長野県茅野市玉川3390―10　ゼクセルⅡ201号、住民票上の住所長野県茅野市北山5513番地275　横谷温泉旅館
債務者　松尾　正一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目12番２―501号
債務者　内納　典子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係